

厚生委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成31年3月14日(木曜日)

開 会 午前 9時57分

散 会 午前11時29分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 竹 田 勝

委 員 久 保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 木 下 章 広

// 舎 川 智 也

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	山口 忠司
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
生活支援課長	宮前 仁
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	笠間 信行
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
保健所保健予防課長	宮崎 英明
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
ねんりんピック推進室長	小善 誠
社会福祉課主幹（調整担当）	丸本 昌

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
参事（こども育成健康担当）	石倉 善子
こども支援課長	中田 俊彦
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

【市民生活部】

部長	中田 貴保
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	牧野 和彦
市民生活相談課長	舟崎 文彦
生活安全交通課長	若松 潤
スポーツ健康課長	石黒 健一
市民生活相談課主幹（調整担当）	秋 俊浩

【環境部】

部長	伊藤 曜一
理事（環境センター所長）	牧 修司
部次長	藤村 勝詞
参事（環境政策課長）	杉谷 要
参事（環境保全課長）	矢後 豊
環境センター次長（管理課長）	茶木 聖一
環境センター業務課長	高土 春樹
環境政策課主幹（調整担当）	小川 徹雄
環境保全課主幹	東 覚

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主事	平瀬 航
議事調査課臨時職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

委員長 ただいまから、平成31年3月定例会の厚生委員会を開会いたします。

 まず、委員会記録の署名委員に、木下委員、島委員を指名いたします。

 なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

 本日の協議事項1番目は、副委員長の互選についてであります。

 舎川副委員長より、このたびの議長就任に際して副委員長の職を辞任したいとの申し出があり、副委員長の辞任願が提出されております。

 お諮りいたします。舎川副委員長の辞任について、委員会条例第8条により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

 よって、舎川副委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

〔舎川委員入室〕

委員長 次に、新たな副委員長の選出について、皆さんの御意見をお聞かせください。

木下委員 厚生分野における確かな識見と情熱をお持ちの方ということで、村石篤さんをお願いします。

有澤委員 私のほうから、竹田委員をお願いしたいと思います。

委員長 ただいま、副委員長に村石委員との推薦がありました。また、竹田委員との推薦もありました。
ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 複数の方の推薦がございましたので、これより、挙手により採決をいたします。
まず、村石委員を本委員会の副委員長とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手3名であります。
次に、竹田委員を本委員会の副委員長とする

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手6名であります。
よって、竹田委員を本委員会の副委員長とすることに決定いたしました。
竹田副委員長と木下委員、舎川委員は席の移動をお願いいたします。

〔竹田副委員長、木下委員、舎川委員の席の移動〕

委員長 それでは、早速ですが、副委員長から挨拶をお願いいたします。

副委員長 〔挨拶〕

委員長 それでは、議案の審査に入ります。
当委員会に付託されました各案件の審査につきましては、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。
本日は、福祉保健部、こども家庭部、市民生活部、環境部の補正予算等分の議案の審査を行いますが、質疑については、議案に直接関

係あるものだけをお願いいたします。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第62号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第3条繰越明許費の補正、第3款民生費中、福祉保健部所管分、

議案第65号 平成30年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第66号 平成30年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第67号 平成30年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、

議案第68号 平成30年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、

以上5件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

生活支援課長 〔議案第62号中
福祉奨学基金費について、
議案書及び議案概要書により説明〕

障害福祉課長 〔議案第62号中
心身障害者福祉事業費について、
自立支援給付事業費について、
議案書及び議案概要書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第62号中
老人保護措置費について、
ねたきり高齢者対策費について、
認知症・ねたきり高齢者介護手当支給事業費
について、
議案書及び議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔議案第62号中
地域密着型サービス等の拠点整備事業費につ
いて、
議案書及び議案説明資料により説明〕

保健所保健予防課長 〔議案第62号中
予防接種費について、
小児慢性特定疾病医療助成費について、
議案書及び議案概要書により説明〕

ねんりんピック 〔議案第62号中
推進室長 ねんりんピック開催事業費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

保険年金課長 〔議案第65号について、
議案第68号について、
議案書により説明〕

まちなか総合ケア 〔議案第66号について、
センター所長 議案書により説明〕

介護保険課長 〔議案第67号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料3ページをお願いします。
高齢者施設等の防災改修等支援事業について、
（3）補正理由のほうで、①と②が書いてあ
るわけです。それから（1）事業目的のほう
で、事業者へ高齢者施設等の防災改修等に要
する費用を補助ということですが、国の内示
の趣旨というか、事業の内容、これは変わっ
ているのでしょうか、同じなののでしょうか。

介護保険課長 特に変わってはございません。

村石委員 わかりました。

続いて、(2) 事業内容で、①の認知症高齢者グループホーム等ということで補助金が出るわけで、2法人3事業所になっていますが、グループホームの場合、小規模多機能のグループホームもありますし、また単独のグループホームもあるわけで、グループホームの内容についてお聞かせください。

介護保険課長 今、補助金を受けるグループホームですか。

村石委員 そうです。2法人3事業所の内容です。

介護保険課長 認知症高齢者グループホームにつきましては、2法人3事業所で、株式会社ウェルサポートのグループホーム黄金の愉というところと、株式会社ブレインのグループホーム笑美寿というところと、もう1つ、株式会社ブレインの小規模多機能型居宅介護笑美寿というところとです。

村石委員 小規模多機能が何カ所、単独が何カ所とってお答えしていただければいいわけです。

介護保険課長 小規模多機能が1カ所とグループホームが2カ所という形でよろしいでしょうか。

村石委員 今言われたように、3事業所になるわけですが、入所者の数はわかりますでしょうか。

介護保険課長 入所者の数は、日々変わるものですから、入所者自体は把握しないのですけれども、定員自体で言いますと、グループホーム黄金の愉が18人、グループホーム笑美寿が9人、あともう1つの小規模多機能居宅のほうは25人という形になっています。

村石委員 18人とか25人ということをおっしゃられましたけれども、基本的には9人で1単位と考えてよろしいでしょうか。

介護保険課長 18人のところは9人の2ユニットという形になって18人、9人のところは1ユニットで、その考え方になります。
25人のほうは、小規模多機能なので、登録的には25人で、通いが15人、泊まりが9人ということです。

木下委員 議案説明資料3ページですけれども、申し出

があった市内の事業所に対してとのことですが、これは申し出多数の場合はどのように選定されるのでしょうか。

介護保険課長 一応国のほうから補助金のこういうメニューがありますよという形になったときに、私どものほうから対象事業所に対して、こういうメニューがありますので、御活用いただければという形でお知らせしております。そういうふうにやりたいというところがあれば、それを国にお話しして、国のほうで選定するという形になっております。予算の範囲ということもあると思います。それは国の話になります。

木下委員 あわせて、議案説明資料4ページのねんりんピックですけれども、実行委員会の予算ということで、市の補助金と県の実行委員会補助金は、当初予算額で合わせて1億7,000万円です。増減があった、県からの補助のほうが増えたということですが、これは何か理由があったのですか。

ねんりんピック
推進室長 こちらのほうですけれども、予算要求当初、県実行委員会の担当者から、県の財政課のヒアリングの感触から大変厳しい予算になるで

あろうというふうに聞いておりました、当初
7,000万円というふうにさせていただきました
ました。

実際ふたをあけてみましたところ、満額に近い
予算がついたということで、県の実行委員会
からの補助金が増えたということになります。

木下委員

もう1点ですけれども、大変大きな経済波及
効果が富山市にもあったと、55億3,400
万円というふうに下に書いてあるのですけ
れども、大体でもいいのですが、どういうと
ころにお金 flowed みたいな内訳は今の時点
でわかりますか。わからなかったら無理には
……

(「それはわからないでしょう」と発言する
者あり)

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議
案の質疑を終結いたします。

これより、議案第62号中、福祉保健部所管
分、議案第65号から議案第68号まで、以
上5件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第62号中、福祉保健部所管分、議案第65号から議案第68号まで、以上5件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

福祉保健部の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

委員長

これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第62号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所

管分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分、
第3条繰越明許費の補正、第3款民生費中、
こども家庭部所管分、
議案第64号 平成30年度富山市母子父子
寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第
1号）、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第62号中
私立保育所等補助事業費について、
防犯対策強化整備事業補助金について、
事故防止推進事業補助金について、
私立保育所等補助事業費について、
私立保育所等管理運営費について、
議案書、議案概要書及び議案説明資料により
説明〕

こども福祉課長 〔議案第62号中
母子等福祉事業費について、
議案概要書により説明〕

こども育成健康課長 〔議案第62号中
児童健全育成事業費について、

児童館施設整備事業費について、
議案書及び議案概要書により説明]

まちなか総合ケア センター所長 [議案第62号中
産後ケア応援室事業費について、
議案概要書により説明]

こども福祉課長 [議案第64号について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 議案説明資料4ページ、今ほど御説明いただきました母子父子寡婦福祉資金貸付事業ですけれども、新規がかなり大きく伸びて、継続が減っているということで、これは年度ごとの傾向として、今回、当初見込みからの実績は特徴的なものがあるのか、いつもこういう形になっているのか、その辺を御説明いただけますか。

こども福祉課長 今回につきましては、予定よりも大変多く執行をしております。
特に目覚ましいものとしましては、修学資金、お子さんが学校に行く場合のものにつきますし

て、説明でも申し上げましたが、20件ということで、想定よりも大変多くなっております。

例年、こちらのほうは平成30年度予算を編成するに当たりましては、5年間の平均を求めまして、そちらのほうから見込みということで予算を編成しているのですが、今年度につきましては、その予算の編成よりも予想以上に多かったことから、今回補正をさせていただくということで、やはり全体的なことといたしましては、修学資金が目覚ましく多かったというふうに考えております。

村石委員

今の関連で質問いたします。

要するに、見込みよりも実際の件数が増加したということですが、増加の要因は何か考えておられますか。

こども福祉課長

国の資料を見ますと、ひとり親家庭の大学等の進学率が最近特に上がっておりまして、そういったことからひとり親家庭につきましても、大学等に進学させるというような傾向が強くなってきておりまして、それに伴い、こちらの貸付金の額も増えてきているものと想定しております。

村石委員 今ほど、ひとり親家庭の子どもたちも大学に行くようになったということで、それについては富山市の事業、要するに貸付け、あるいは学習支援といった、いろいろな今までの事業が効果をあらわしてきているというぐあいに考えてよろしいのでしょうか。

こども福祉課長 富山市のほうでも、今委員がおっしゃいましたさまざまな支援をしております、そういったことから、ひとり親家庭のお子さん方も勉強していくという意欲が増したり、大学等へ進学したいという気持ちが高まってきているものと思っております。

村石委員 それはみんなが勉強する機会が増えるということで、本当にいいことだと思います。就学支度資金も増えたわけですがけれども、これはやはり修学資金と就学支度資金というのは関連性があるって増えたと考えてよろしいでしょうか。

こども福祉課長 就学支度資金につきましては、学生さんが進学するための入学金ですとか、被服等ということになっております、進学される前に御準備いただくものが、この就学支度資金の貸付けになります。

修学資金につきましては、進学されたときの授業料ですとか、学校で使われる書籍代といったものになりますので、当然学校へ進学される前は、就学支度資金をまず受けられまして、その後、学校の授業料として修学資金を受けられるという御家庭は多いかと思っております。

村石委員 就学支度資金のほうで3年間調べてみたのですけれども、平成27年度が10件、平成28年度が5件、平成29年度が15件という3年度をさかのぼって推移を見てみると、やはり多いときと少ないときがあるのですが、それなりに多くなっているということで、先ほど5年間をさかのぼっての平均ということがありましたけれども、5年間というよりも3年間ほどさかのぼって予算を考えていくということも考えてみてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

こども福祉課長 特に最近伸び率が大変高いですので、委員のおっしゃったように、5年間では最初のころは傾向が今と違っているということは当然あり得ると思いますので、今後予算編成する際は、そういったことも考慮させていただきながら編成等を行っていきたいと考えております。

す。

木下委員 続けて、議案説明資料４ページについて、貸付けを利用しに来られた方に対して、なかなか難しいかもしれないのですけれども、窓口でさまざまなほかの制度とか、多角的なサポート、アドバイスといたしますか、こういった制度もあるよとか、そういったことは今まで行われてきているのか、教えてください。

こども福祉課長 今おっしゃいました貸付けを受けに来られた際に、市が行っているほかの事業等についてもお教えしているかというような御質問であったかと思うのですけれども、ひとり親の方でこちらで行っている事業を御存じないことがあるようであれば、当然、こういったものを御利用になられましたら、学校に行くのにいろいろな資金がお貸しできるとか、こういった制度があって、いろいろ御利用いただければ生活が楽になるとか、そういったような各種事業につきましては、御案内するよう努めているところであります。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第６２号中、こども家庭部所

管分、議案第64号、以上2件を一括して、
討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第62号中、こども家庭部所
管分、議案第64号、以上2件を一括して、
採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を
終了いたします。

こども家庭部の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち
ください。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

委員長

これより、市民生活部所管分の議案の審査を

行います。

議案第62号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、第3条繰越明許費の補正、第2款総務費中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第62号中
（仮称）水橋会館建設事業費について、
議案書により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第62号中
体育施設整備事業費について、
議案書により説明〕

市民生活相談課長 〔議案第62号中
地区センター等の施設の光熱水費等について、
（仮称）水橋会館の基本設計及び造成測量設計業務委託について、
議案説明資料により説明〕

生活安全交通課長 〔議案第62号中
福祉奨学基金への積み立てについて、
高齢者運転免許自主返納支援事業について、
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第62号中
総合体育館第1アリーナの設備更新について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 議案説明資料の3ページ、（仮称）水橋会館
建設事業費ですけれども、旧の水橋商工文化
会館については、自民党会派からも公共施設
のあり方の検討プロジェクトチームで、現地
も視察したりしながら、ずっと関心を持って
見てきました。
今回、いろいろな方の御協力でようやく姿が
見えてきたなというふうに思っております。
この中に勤労身体障害者体育センターも含め
た複合施設ということが書いてありますけれ
ども、私も障害者のスポーツ団体の責任者も
やっていますが、最近ユニファイドスポーツ
とかということで、障害をお持ちの方もそう
でない方も一緒にスポーツをやっていくとい

う観点から、施設整備などでもそういう考え方が取り入れられてきておりますけれども、そういった意味で今までは障害者の方が中心の体育施設だったのが、地域の方も一緒になって使うということで、それについて、基本的な考え方として何か工夫というものはあるのでしょうか。

市民生活相談課長

今回整備する施設につきましては、体育館機能を有する多目的ホールを整備するものと考えております。

スポーツもできますけれども、各種イベントにも使える施設というふうに考えておりますので、御存じのとおり、勤労身体障害者体育センターにつきましては、厚生労働省の補助金の交付を受けてつくられた施設という経緯もあり、昭和54年の建築当時はまだまだバリアフリーという言葉も広まっていない中で、障害のある方に御利用いただきやすい施設として整備されたものでございます。

現在は、公共施設を整備する際は当然のことながらバリアフリーに十分配慮していくということが標準となっておりますので、障害の有無にかかわらず、誰しものが快適にお使いいただけるものを整備したいと考えているところでございます。

久保委員 ほかの部署の議案説明資料には書いてあるのですが、財源内訳が書いてありません。これは全額単費で実施されるのか、それぞれ議案説明資料にある分だけでいいので、もし単費以外で使うものがあれば教えてください。

市民生活部長 申しわけありません。そちらの部分が抜けていたかと思います。
議案概要書の10ページ、11ページをごらんいただければと思います。
10ページの下から2行目から、次のページの上から6行目まで、今回の事業を全部記載させていただいております。
この中でごらんいただければおわかりのように、ほとんど単費でございます。
単費でないものは、福祉奨学基金です。こちらは寄附金をもとに実施しますので、これだけ財源があるという状況でございます。
抜けておりまして、申しわけございません。

鋪田委員 議案説明資料の7ページ、総合体育館第1アリーナの設備更新についてであります。
この中の事業内容のアの大型映像装置ですけれども、ここにはLEDパネルということが書いてあるのですが、これを表示させるシステムのほうは、現在は問題ないと考えてよろ

しいのでしょうか。

スポーツ健康課長 LED化に伴いまして、関連するシステムも一部更新というか、変更する必要がございます。そこの調整費も含めてこの中で考えております。

鋪田委員 あと音響設備でありますけれども、Bリーグのオールスターとか、このアリーナではありませんけれども、例えば県内だと黒部市総合体育センターでVリーグをやっております。基本的に大きなイベントになると外部からラインアレイという天井からスピーカーをずっと数珠つなぎにしたものを持ってくることはあるのですけれども、今回更新するスピーカー—例えば音響施設というのは、どの程度のイベントに耐えられるものを想定していらっしゃるのか、御説明ください。

スポーツ健康課長 今ほど鋪田委員がおっしゃったように、ほとんどの大きなイベントは持込みで対応されておりますので、必要最低限度のものと考えております。

ですから、1億円程度と。本来大型イベントだともっとかかるのですけれども、必要最低限度におさめたいと考えております。

鋪田委員 工期については利用状況と調整しながらということですが、とはいえ、いつもの年度よりも使用について制限が若干かかってくるかなというふうに考えられるのです。その点についてはどうでしょうか。

スポーツ健康課長 工期が長いものにつきましては、発注から製造の工期も含めておりまして、実際の設置日数につきましては、概ね1カ月以内かなと考えております。

また、アリーナに影響のない部分につきましては、アリーナをそのまま使用していただきますので、そこら辺の配慮もしたいと考えております。

村石委員 議案説明資料3ページの（仮称）水橋会館の関係について、先ほど市民生活相談課長からは、児童館については、水橋児童館が老朽化しているのでここへ持ってくるという話でしたが、そのままの機能を持ってくるということで考えてよろしいのでしょうか。

市民生活相談課長 そのとおりでございます。
現状の形の運営を基本的には引き継ぎたいというふうに、こども育成健康課のほうでも考えているというふうに伺っております。

村石委員 そうでしたら備考の水橋児童館のほうで、括弧書きで現在の児童館の移転を予定しているという表記のほうがわかりやすかったと思うのですが、どうでしょうか。

市民生活相談課長 そこにつきましては、御指摘のとおりかと存じ上げます。

村石委員 続きまして、議案説明資料6ページの高齢者運転免許自主返納支援事業について、生活安全交通課長は、最新の状況では427人、33.9%申請者が増えたとおっしゃいましたけれども、この増えた要因については、どのように考えておられるでしょうか。

生活安全交通課長 1つには、この制度の周知が皆さん方に浸透してきたと。
以前、国の調査で95%以上の方がこの制度を知っているという調査がありましたけれども、そういったことで制度の周知というものが進んだことが理由ではないかと思っております。

村石委員 ほかの要因としては、例えば高齢者講習で認知症ではないかというようないろいろなことが言われたりするということとか、あるいは、

高齢者による事故などが増えたというようなことなども要因として考えられるのではないのでしょうか。

市民生活部長 私もそれは大きな要因の1つではないかと思っております。

高齢者の講習は、平成29年3月からスタートしております。そちらのほうも免許を更新するときの一つのハードルとなってきたことでもありますので、そういう面からも、では、返そうかなという機運が出てきたのかなということを感じます。

今おっしゃったとおり、高齢者の事故が最近よく報道されるという部分も、やはりそういうきっかけになったのかなという部分はあると思います。

ただ、私どもの返納支援事業について理解が深まった部分もあったのではないかとはいえろん思っております。

島委員 議案説明資料の7ページの設備更新について、照明設備について、水銀灯のLED化というのが先ほどの説明であればもう既定路線として水銀灯をLEDに変えていくということが決まっているようなので、それはそれでいいのですけれども、水銀灯を別の照明器具にす

る場合、LED以外の照明設備もあると思うのですが、LEDにされた理由がわかればお聞かせください。

スポーツ健康課長 平成29年度にアリーナ部分のLED化というのをやっております、それと同規模のという考え方からLED化なのですけれども、そもそも水銀灯の寿命の約4倍もつということで、一度つければ故障するまではずっと球切れが発生しないということでLED化を選定しております、これまでも各スポーツ施設ではLED化を進めてきております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第62号中、市民生活部所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第62号中、市民生活部所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

市民生活部の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔市民生活部退室／環境部入室〕

委員長

これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第74号 富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第79号 特定事業契約締結の件（富山市斎場再整備事業）、

議案第81号 富山霊園富山市斎場の指定管理者の指定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長

〔挨拶〕

環境保全課長

〔議案第74号について、

議案第79号について、
議案第81号について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料1ページの目的の2行目の終わり、「施設の使用承認などの行為を行わせる予定である」ということですが、現在はどのような仕組みというか、システムになっているのでしょうか。

環境保全課長 現在の流れにつきましては、御家族の誰かが亡くなられたとすると、葬祭業者だと思おうのですけれども、かわりに死亡届出を市民課の窓口に出されて、火葬許可証と斎場の使用許可申請をその窓口で手続きされております。

村石委員 今ほど言われたような中身については、大変個人情報というか、プライバシーに関する内容のものが、現在は直営というか、市の窓口で申請をしているということ、今度この案では指定管理者に任せるというようなことが、1つは法的に問題がないのかということと、プライバシーの確保が担保されているのかと

いうことについてお聞かせください。

環境保全課長 そういったことのないようにするための縛り
としまして一縛りという言い方が正しいかど
うかわからないのですけれども一PFI事業者
とは契約の要綱の中等で、今ほどおっしゃ
ったようなことのないような条項を盛り込む
ことになります。

村石委員 法的には何ら問題ないということなのでしょ
うか。
例えば、地方自治法とか、どうしても自治体
がやらなければいけない業務だとかいう規定
はないということによろしいですか。

環境部長 斎場も公の施設ということをごさいますして、
公の施設の指定管理者の指定ということでご
さいますので、斎場は特別だから指定管理者
の指定にはなじまないですとか、そういった
ことはございません。
今、環境保全課長が申しあげましたように、
業務の中でそういう秘密・個人情報を取扱う
ということをごさいますので、そこら辺は厳し
く契約書の中でうたうということに当然なる
わけでごさいますして、法律に触れることを富
山市が御提案するはずもなかろうということ

を御理解をいただきたいと思えます。

村石委員 部長が言われることはそのとおりだと思うのですがけれども、確認をしたかったのです。あと、特別目的会社と通常の会社とどこが違うのか教えていただけないでしょうか。

環境保全課長 この事業につきましては、PFI法をベースにして今動いております。今回のテーマというのは、斎場を管理していただくということが目的でございますので、それを達成するためのPFIのほうで動いていると。先ほどおっしゃった普通の民間会社との違いは、目的がこの場合で言えば、斎場の建設、管理運営というふうな違いがあると。民間の事業者であれば、それぞれの会社で自分の事業目的のためにというようなことではないかと思えます。

村石委員 今、環境保全課長が言われたので大体わかりました。要するに、その目的以外の業務はしないということで、ここの業務だけだという意味で、この名前がついているということで理解できました。あと1点だけお尋ねしたいのが、議案説明資

料3ページの今後のスケジュール（予定）についてです。これは部長に答弁していただきたいのですが、あくまで予定ですけれども、ここに記載してある中には、住民説明会とか自治会とか町内会の説明会の予定が入っていません。

結局工事が始まれば、大型の車両が通ったりする。近くには保育所とかあるいは小学校もある。あるいはまた管理運営者もかわるわけですね。

市直営から今言った特別目的会社のほうにかわったりするというようなことで、今までとは変わってきているわけで、そういう意味では、この斎場の管理運営、あるいは建設について、校区の住民やあるいは直の自治会や町内会にいつか説明する必要があると思うのですが、どうでしょうか。

環境部長

村石委員から御案内のように、これからいよいよ設計、工事一設計は今年度、工事もうまく行けば今年度、来年の2月ぐらいから始められるかなとっておりますが、工事に着手する前には、特別目的会社一当然市も入りますけれども、あとは実際工事される工事会社の方々が、例えばこの時間帯にこの道をこういうトラックが通りますよというような、そ

れは事前に御案内するという事に当然なろうと思っております。

それがここに記載していないということについては、当然の事柄でございます、住民の皆さんには工事に係るいろいろな事柄につきましても、そういった機会を持つということは確認をしているところでございます。

村石委員 今、私が伺ったのは、工事に関するだけの説明ではなくて、斎場の管理運営主体もかわるというようなことも含めて説明すべきではないかという質問だったのですけれども。

委員長 一般市民にということでしょうか。

村石委員 自治会とか校区の住民にという意味ですけれども。

（「それでは広く市民に知れわたるということ」と発言する者あり）

村石委員 そんなところまでは言っていないです。

委員長 地元校区に限ってということでしょうか。

村石委員 校区とか自治会に対してです。

では、つけ加えます。例えば、山本最終処分場を所管しておられますけれども、契約するときには10年契約でやっておられますけれども、その契約に当たって地元の自治会と意見交換をすると、お話をするというのもしているわけなので、今回の場合は、ただ単に変わるわけではなくて、内容も変わるわけなので、説明されたらどうですかと言っているのです。

環境部長 近隣の御町内への説明につきましては、これまでも数度開催をさせていただいているところでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第74号、議案第79号、議案第81号、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第74号、議案第79号、議案第81号、以上3件を一括して、採決いた

します。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました補正予算等分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

来週、3月18日（月曜日）は、午前10時から委員会を開き、福祉保健部、こども家庭部、市民生活部所管分の議案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。